

代理交付の要件及び疎明資料について

マイナンバーカードは、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により窓口への来所が困難であると認められるときに、代理人に対して交付することができます。その際に、来所が困難であることを証する書類（疎明資料）の提示が必要となります。

やむを得ない理由	来所が困難であることを証する書類
成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意被後見人	実質不要（代理権を証する書類で確認可能）
中学生、小学生（未就学児）	実質不要（本人確認書類で確認可能）
75歳以上の高齢者	実質不要（本人確認書類で確認可能） （委任状に外出困難である旨の記載があれば可とする）
長期入院者	入院診療計画書、領収書、診療明細書、 病院長が作成する顔写真証明書
病気、身体等の障害により来所が困難な方	障害福祉サービス受給者、自立支援医療受給者証
施設入所者（矯正施設を含む）	施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書、 ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
妊婦	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことを確認できる領収書、受診券
海外留学	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
高校生・高専生	学生証、在学証明書
長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など（仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして申請者の来所が困難であると認められる方）	勤務先等で発行された長期出張などを証する書類
社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして来所が困難であると認められる方	公的な支援機関に相談していること当該支援機関の職員が証する書類、 相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が作成する顔写真証明書

（赤字は本人確認書類としても活用できるもの）